

# The Okayama Domain school and the Gagaku knowledge of Urakami Gyokudō

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武内, 恵美子, Takenouchi, Emiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kcua.repo.nii.ac.jp/records/186">https://kcua.repo.nii.ac.jp/records/186</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 岡山藩学校と浦上玉堂の雅楽知識

武内恵美子

浦上玉堂（一七四五―一八二〇）は、現在は画家として認知されているが、元は岡山藩の支藩である鴨方藩の武士であった。玉堂は武士であった時代に『玉堂琴譜』を出版しており、また脱藩後は琴士を自任し、雅楽や琴を教え、会津藩の土津神社再興を請け負うなど、音楽活動を行った。

鴨方藩は藩校を有しておらず、教育は親藩である岡山藩校に頼っていた。初期の岡山藩校は、神道の学生のために雅楽の教習をしていたが、一般の学生のためには雅楽は教習していなかった。二代目藩主の時代になると、藩校は縮小され、雅楽は教習されなくなったと考えられる。玉堂は藩校に入学し長く藩校で学んでいたが、当時の藩校では、雅楽は教科に入っていなかった。浦上玉堂がいつどこで雅楽を学んだのかは未詳であった。しかし、彼は雅楽の知識を有し、藩士であったころから藩で雅楽を教えていたことは当時既に知られていたようであり、また雅楽特に国風歌舞に関しては持明院流の伝授を受けており、師は鈴木蘭園（一七四一―一七九〇）であったことが判明した。鈴木蘭園は京都に居住していた医師であり、公家で雅楽にも造詣が深く、かつ琴も演奏できた平松時章（一七五四―一八二八）と親交があった。浦上玉堂は、平松時章とも親交があり、このような関係の中で雅楽の知識を享受・共有していた可能性があると考えられる。

〔キーワード〕浦上玉堂、浦上秋琴、雅楽、琴、催馬楽、神楽、岡山藩学校、鴨方藩、会津藩、日新館、鈴木蘭園、毛利壺邸

はじめに

浦上玉堂（一七四五―一八二〇）は、現在は文人・画家として有名だが、元は岡山藩の支藩である鴨方藩の藩士であった。彼はまだ藩士であった時代にすでに『玉堂琴譜』を著し、脱藩した後はその雅楽の知識を買われて会津藩で神楽の再興を行った。彼の雅楽に関する知識はどのように形成され、どの程度のものであったのだろうか。

それを検討するためには、岡山藩の教育を担っていた藩校の教習や、岡山藩内での雅楽の教習や扱われ方を明らかにする必要がある。本論は、特に優れていたとはいえ、楽家の出でも音楽従事者でもなく、一藩士であった浦上玉堂が、藩校でどのように学び、また音楽知識、特に雅楽に関する知識を

どのように、またどの程度身に付けていたのか、さらに浦上玉堂からみた、玉堂を取り巻く雅楽の環境を探索することを目的とする。

浦上玉堂については、美術方面からの研究は多いが、音楽方面からの研究はそう多くはない。岸辺成雄氏の『江戸時代の琴土物語』<sup>①</sup>、『古美術』「特集 浦上玉堂―その人と作品」<sup>②</sup>、龍川清氏の「浦上玉堂―人と芸術」<sup>③</sup>、佐々木丞平『浦上玉堂』<sup>④</sup>が主な先行研究であり、また玉堂が関わる催馬楽復興については、近年では遠藤徹氏が「江戸時代の呂律と催馬楽の復興」<sup>⑤</sup>で少々触れられている。しかし、浦上玉堂の学習と雅楽習得及び知識に焦点を当てた論考は管見の内に入らなかった。一方、岡山藩あるいは鴨方藩の藩校に関する論考もまた管見に入らなかった。これらについては、主に岡山県史、岡山市史、倉敷市史、日本教育史資料を元に、状況を整理していくことにする。

## 一・岡山藩と鴨方藩

## 一・一 岡山藩概要

岡山藩は岡山城を藩庁とし、備前の国を中心に、備中の一部も含めた藩である。岡山は山陽道の重要な拠点となる地であり、江戸時代の当初は戦国大名で姫路を治めていた池田輝政（一五六五―一六一三）の次男、池田忠継（一五五九―一六一五）が慶長八年（一六〇三）に二八万石で治めることとなった。慶長一八年（一六一三）に十萬石を増加されるが、忠継が無嫡子のまま没し、弟の忠雄（一六〇二―一六三二）が淡路から転封された。寛永九年（一六三二）に忠雄が没すると、嫡子光仲（一六三〇―一六九三）が幼少のため、輝政の直孫で鳥取藩主であった池田光政（一六〇九―一六八二）と国替えとなったことから、以後、池田家嫡流である光政の子孫が岡山を収めた。光政の後、二代目を長男の綱政（一六三八―一七一四）が継いだ。三代目は綱政の三男・継政（一七〇二―一七七六）が継いだ。四代目は継政の長男・宗政（一七二七―一七六五）、五代目は宗政の長男・治政（一七五〇―一八一九）、六代目は治政の長男・斉政（一七七三―一八三三）、七代目は斉政の養子で薩摩藩主島津斉興（一七九一―一八五九）の次男を養子とし、斉敏（一八一―一八四二）となって治めた。

## 一・二 鴨方藩

岡山藩には二つの支藩がある。鴨方藩と生坂藩である。この二つの支藩はともに光政隠居時に成立した。

鴨方藩の前身は光政の重臣であり、祖父輝政の庶子であった利政（一五九四―一六三九）の家であった。利政の嗣子政信（一六三〇―一六四九）は父と同様光政に仕えていたが、慶安三年（一六五〇）、政信が嗣子なく早逝したため、まだ六歳であった光政の次男政言（一六四五―

一七〇〇）に継がせ、藩の番頭として五千石を付した。寛文九年（一六六九）に政言は元服して叙勲し、従五位下信濃守となった。なお、この例にならって、以後鴨方藩主は信濃守または内匠頭を任じられた。政言の元服に伴い、養育のために付けられていた藩士が家臣団として形成されたとされる。

寛文一二年（一六七二）に、光政は長男の綱政に家督を譲り隠居した。この際、光政は新田のうちの二万五千石を政言に分知し、新田藩としての鴨方藩が誕生した。江戸を通じて藩の呼称は岡山新田藩であり、鴨方藩と称するようになるのは明治に入ってからである。同時に光政の三男輝録（一六四九―一七一四）は、当時は熊沢蕃山（一六一九―一六九一）の養嗣子で三千石の番頭であったが、光政の後を継いだ綱政の石高から一万五千石を分地し、生坂藩が誕生した。

鴨方藩は新田を分知されたので所領が散在していたが、貞享元年（一六八四）、備中に集められた状態で朱印状を下され、鴨方藩が正式に成立した。しかしそれは形式に過ぎず、実際は本藩による在地支配が行われ、支藩は本藩から知行物成を受け運営していた。その後、宝永六年（一七〇九）に自前で財政運用をするようになった。

鴨方藩の家臣団は、従来の家来の他、政言が嗣子として家に入った際に附人となった安藤家等があったが、分知に際し本藩から二八名の移動があり、家臣団を形成した。この家臣は本藩からの出向のようなものであったらしく、本藩へ戻ることも可能であったが、次第に固定された。

支藩の屋敷は岡山城下に置かれ、領地内には政務の場としての御用場は設置されたが、本格的な陣屋はおかれなかった。主要な家臣も岡山城下に居住していたようである。このことからわかるように、在国では本藩の分家として扱われたが、幕府からは直参として認められており、参勤交代を行い、江戸屋敷を拝領していた。しかしそれも本藩の屋敷を借り受けたものが正式に認められたというものであった。

鴨方藩藩主は、右記の通り、政言を初代として、二代目は政言の長男、政

倚（一六六九―一七四七）、三代目は旗本池田由道（一六八一―一七四三）の次男で養子に入った政方（一七一四―一七九二）、四代目は政方の長男の政香（一七四一―一七六八）、五代目は政香の弟・政直（一七六八―一八〇〇）、六代目は政直の長男、政養（一七七二―一八一九）、七代目は政養の次男・政共（一八〇六―一八二四）が継いだ。八代目は政共の弟・政広（一八二一―一八三九）だが、元来病弱だったため、密かに庶子の弟に家督を譲る形が取られ、政善（一八一―一八四七）と名を改めた。九代目は肥後国人吉藩三代藩主相良頼之（一七九八―一八〇五）の次男で政善の養子に入った政詮（一八三六―一九〇三）だったが、政詮が慶応四年（一八六八）に章政と名を改め、岡山藩の池田宗家を継いだため、政詮の長男、政保（一八六五―一九三九）が十代目を継いだ。明治二年（一八六九）、廃藩置県により政保の代で幕を閉じた。

このように、鴨方藩は、幕府からの捉え方とはかく、実態は岡山藩の支藩として存在し続けていたとされるが、その実態の詳細は前述の通りほとんど解明されていない。

## 二、岡山藩学校

### 二・一 花畠教場

岡山藩の藩校は、文教政策に熱心であった光政によって、寛文六年（一六六六）に設立された。これは全国でも最も早い設立であった。これに先立って、寛永一八年（一六四一）頃から、岡山藩には現在「花畠教場」と称される学校が存在していたとされる。この花畠教場という名称は明治以降に用いられたものであるとされるが、ここでは便宜上、この時期の学校を花畠教場と表記する。

光政は学問を好み、儒学を修め、熊沢蕃山（一六一九―一六九一）を招聘し召し抱えた。ただし、熊沢蕃山は儒学の中でも幕府が定めた朱子学ではな

く陽明学を修めた者である。

慶安三年（一六五〇）、蕃山は知行三千石、番頭に命じられ、花畠に屋敷を拝領した。これ以降、蕃山の実弟、岩田八右衛門（泉仲愛、一六二三―一七〇二）や中川権左衛門（謙叔、一六二四―一六五八）、陽明学者で、熊沢蕃山の師である中江藤樹（一六〇八―一六四八）の次男、中江藤之丞（一六四六―一六六五）、三男の弥三郎（一六四八―一七〇九）など、中江藤樹の縁者や弟子筋など、陽明学者が多数召し抱えられた。これらの人々が蕃山の元に集い、私塾のような形態になっていった。これは光政が臣下に対し「二郎八方へ何も被参、学問可聞」と述べたり、家老池田出羽が「私も権左衛門ニ可承」などと述べていることからわかる。これらのことから、花畠の蕃山宅周辺が学者の集う地となり、これがいわゆる花畠教場として知られるようになった。

蕃山は修学の心得を示した。それは「花園会約」と称され、学問所に掲示されていたとされるが、本来はこのように花畠に集った人々に対する心構えを述べたものである。

明暦三年（一六五七）、蕃山は光政の三男、輝録を養子に迎えて隠居し致仕、寛文元年（一六六一）には岡山を離れ、京都へ移住した。これにより、花畠教場は衰退していった。

### 二・二 石山仮学館

熊沢蕃山が岡山を去った後の寛文六年（一六六六）十月に、光政は蕃山の実弟、泉仲愛と光政の腹心であった津田永忠（一六四〇―一七〇七）に対し、岡山城西の丸にあった旧宅を改築し、藩校を開設することを命じた。大規模修繕はなかったようで、翌月、一月二八日には開校した。この藩校は、光政自身は「学校」と称しており、特段名称はなかったが、後年の藩校と区別する形で、現在は、「石山仮学館」と呼ばれている。

この学校に関しては、泉仲愛と津田永忠が差配を命じられ、開校と同時に

「掟」を、翌月一二月一八日には「不行儀之覚」を定めた。初期の教育内容の詳細は不明だが、「入学之者礼儀を正くして文武之両芸可習事」とあり、礼儀作法を重視し、文武として儒学と武芸を教えたことがわかる。儒学は、先述のように、蕃山が活躍していた慶安三年（一六五〇）頃には陽明学者が多く登用されていた。しかし、万治元年（一六五八）に京都の三宅道乙（一六一三―一六七五）、同可三（一六三三―一六七二）をはじめとして、万治三年（一六六一）に林文内、寛文五年（一六六五）に摂津の富田玄真、寛文九年（一六六九）に武蔵の市浦毅斎（一六四二―一七一七）、寛文一二年（一六七二）に紀伊の窪田立軒（一六四三―一七一七）など、万治元年以後登用されたのは、すべて朱子学者だった。石山仮学館設立の頃にはすでに蕃山は岡山藩にはおらず、これらの朱子学者が中心となって儒学が教授されていたと考えられる。

この学校の学生数は、初年度は藩士の子弟である小人が一九人、庶民の子弟である小侍者が四人の計二三人であったが、翌年には他国からの入学者もあり、小人六六人、小侍者一七人の計八三人、翌々年には小人八一人、小侍者二五人、合計一〇六人まで増加した。

## 二・三 国学（藩学校）

これを受けて光政は、寛文八年（一六六八）一二月二四日、泉仲愛と津田永忠を正式に学校奉行に任じた上、藩校の新築を命じた。翌寛文九年（一六六九）正月から造営を開始し、七月二五日に開講式を実施、閏十月に落成し、同年末頃に石山仮学館から移動して新しい校舎で運営されるようになった。この度の学校は五七七五坪の広大な土地に建てられた本格的なもので、中央に孔子を祀る中室、正面には池を有していた。

この学校は、当初から固有の名称を付されることなく、「国学」と呼ばれた。国学とは藩校のことであるが、幕府の学問所に対応させた呼称である。すなわち、当時はまだ林家の運営する学校であった昌平黉は半官半民の

状態で完全に幕府の直轄にはなっていなかったが、昌平黉を大学と考え、藩学校を国学と称したのである。ただし、学問分野の国学と区別が付きにくいので、本稿では以後「藩学校」と表記することにする。

## 二・四 初期の教科

藩学校で教育された教科としては、朱子学が第一義とされた。四書五経の講釈の他、素読も取り入れられた。また講習とよばれた輪講も加えられた。一方武芸は、弓道・馬術・槍術・剣術・水練、天和三年（一六八三）からは砲術も教えられた。また元禄六年（一六九三）からは、小笠原流の礼法も加えられた。

藩学校開設と同時期に、光政は廃仏毀釈を行うようになった。光政は政治思想とその実践としての陽明学を修め、これを実践しようとしていたが、それを反映した農民政策としての仁政に行き詰まり、また凶年による財政悪化や封建制度の矛盾を解消できなかった。熊沢蕃山が光政の元を去る頃には、陽明学的思考は限界に達し、儒学は領民の教化の役割を担うものとして、封建制度を支える精神的支柱として存在するものとなった。そのように形を変えても儒学を好んだ光政は、その反面、寛文五年頃から仏教に対し非常に厳しく接し始めた。一方で神儒合一の思想から神道については推進政策を取った。それにより、光政時代の岡山藩では神道が興隆した。この傾向は藩学校にも表れており、学校は神職の修業の場としても用いられた。

『国学旧記』の寛文九年閏十月十三日の条に、「左之楽人江申渡候」という記事がある。京都の伶人、東儀修理・久保将監・辻左衛門等を学校に聘して国中の神職に音楽を学ばせたことを示す箇所である。そして、この音楽教習は単発ではなく、以後も継続して行われた。さらにこれらの楽人は、東照宮の祭礼や学校の積奠なども行った。ただし、これは「神職」の教育であり、一般の学生も同様に音楽を学習できたかどうかは不明である。しかし、学校の中で音楽が教習され、常時音や音楽を聴けた環境にあったことは確実に

あった。

## 二・五 光政以後の国学（藩学校）

寛文一二年六月に光政が隠居し、その子、綱政が藩主になると、学校運営も変更を余儀なくされた。これは、それまで光政が取ってきた仏教・神道・儒教の方針に幕府から物言いが付いたことも影響した。特に神職請は、保科正之によって叱責されるなど、厳しい状態を招いた。藩学校は、神職育成のための部署を併設するなど、光政の神職請の方針や、儒教に関する政策と直接関係があった。また、洪水や幕府からの諸役等によって藩士や農民、ひいては藩の財政の困窮が進んでおり、綱政は明確に藩学校の閉鎖の方針を示していた。

まずは学校奉行として中心的な役割を担っていた津田永忠が隠居を命じられた。

光政は右記のように藩学校を興隆させ、学生は瞬く間に増加したが、寛文十年（一六七〇）以後は次第に減少傾向に転じた。ただし、寛文十年から延宝三年（一六七六）までは微減であり、延宝三年時点では小子六八八人、小侍者六三人、合計一三一人であったものが、延宝四年には小子四九人、小侍十二人、合計六一人になっている。さらに藩の財政難を受けて、天和三年（一六八三）には定員を六三人に設定されるなど、規模が大幅に縮小された。光政は藩学校の運営に際し、寛文九年に学校領として二千石を附した。しかし延宝三年に綱政によって一五〇〇石を削減され、五百石とされた。

このように学生数や運営費のみならず、参校日、学習時間、教科も縮小され、藩学校の建築物に至るまで整理された。これらの要因が重なり、藩学校は急激に衰退した。

元禄年間に入ると、將軍綱吉の学問奨励の世相を受け、藩学校でも登校希望者が増加した。講堂での講釈も活発になり、また元禄一四年（一七〇二）八月一五日に仲秋の詩会が催されたのを始めとして、たびたび詩会も行われ

るようになった。

宝暦二年（一七五二）年に、芸州からの問い合わせに対して回答した文書によって藩学校の概要を次のように知ることが出来る。

- 一、学校領 五百石 閑谷学田共都合千石余
- 一、家中士之子共八歳以上一月十八ヶ日参校座列長幼之次第、右参校自朝至昼
- 稽古之品
- 読書、習字、習礼、武芸
- 合諸生元服以後除次・子之列席
- 一、一月十二度於講堂又ハ食堂四書五経講釈、家中士々陪臣庶人之輩に而も伺奉行之差図聴聞之

（中略）

- 一、毎年二月上丁行積菜之礼
- 一、文庫之書籍、家中有志出校免見之
- 一、大炊頭儀、折々令臨校講釈聴聞、諸生之芸等見之<sup>(10)</sup>

これにより、宝暦二年当時でも学校領は五百石のままだったことがわかるが、以前よりも盛況になってきている様子も伺い知ることができる。

教科としては、読書・習字・習礼・武芸とあり、以前と変わらず文武の教育が行われていることがわかるが、そこにはやはり雅楽の教習は入っていないこともわかる。また、藩学校は存在し続けていたものの、教師のほとんどが藩学校出身者で、家塾的傾向が拭えなかった。

しかし、五代藩主治政の代になると、藩校の傾向が一変する。治政は明和四年（一七六八）に初めて入国して以来、講釈に臨席したり、学校の状況に関する報告を求めると、藩学校に格別の関心を示した。また、藩主の参勤中は老中を毎月一回交代で臨校させ、さらに近習の出席を奨励するなどの方

向性を指示した。

これらのことにより、藩学校の運営は安定した。寛政五年（一七九五）には全期間を通じて最大の一八五人が記録されている。しかし、この時期の教育の中心は小生であり、大生が非常に少ないという状況であった。それはすなわち、初等教育としての学校運営を中心としていたことを示しており、より専門的な学問には学外の私塾に通うという習慣が確立した。それによって寺子屋や私塾は盛況となった。例えば『日本教育史資料』によれば、私塾は一四四ヶ所で、全国一を数えるほどになっていた。

一方の藩学校は、その後も朱子学系の読書、講義が中心であること、洋学を禁止する等、極めて保守的であったため、藩学校から次代を担う優秀な人材が育つような機能を持ち得ぬまま、維新を迎えることになった。

## 二・六 岡山藩の雅楽

初代藩主の池田光政は雅楽を愛好し、その保護や奨励を行っていた。たとえば、『率章録』には、明暦二年（一六五六）に

光政、京より楽人を召し、辻伯耆、東儀修理、窪将監三人来り、士大夫に楽を学ばせ給ふ。公には特に笙を好み給へり。公の横笛に名づけん事を中院内府通茂卿に請い給ふしに蘆田鶴といふ名を付けられけり。<sup>(11)</sup>

と記されている。これは藩学校が開設される以前である。この際の楽人の招聘の目的は、東照宮の権現祭の祭儀に雅楽を取り入れるためであったとされる。実際に、同年九月の祭礼には十人の楽人によって横笛・箏・笙・荷太鼓・鉦鼓を演奏しながら歩いた記録がある。これらの記録は藩学校開設前ではあるが、先に記したように、初期の藩学校でも、神職のためであったが、同様に雅楽が教習されていた。また、寛文六年の祭礼の際の記録にも、

御輿御旅所へ御着以後、御供を備、大守拜。礼楽を奏す。太鼓見塩藏人、笛東儀修理、武田出雲、松末織部、金谷久太郎、笙辻左衛門、大森主税、箏久保将監、三木六介、（以下略）<sup>(12)</sup>

とあり、京都から招聘された楽人ともども演奏していたことがわかる。また、先述の通り、『国学旧記』の寛文九年（一六七〇）閏十月一三日の条に挙げられている楽人は「東儀修理・久保将監・辻左衛門等」であった。つまり、明暦二年（一六五六）、寛文六年（一六六七）、寛文九年のすべての記録に同じ人物名が繰り返し記載されていた。したがって、一四年に渡り、同じ楽人を京より繰り返し招聘していたことがわかるのである。

この記録は寛政年間に成立した『吉備温故秘録』中のもので、実際の年代とは百年以上の隔たりがあるが、権現祭で雅楽を奏することを「礼楽を奏す」と表現していることが注目に値する。少なくとも著者の大沢惟貞は、東照宮の祭礼における雅楽演奏を礼楽とみなしていたということになる。

この東照宮権現祭での奏楽は以後慣習化され、神職が雅楽を学ぶ必要性が継続した。光政は、一宮の神職大守利左衛門、酒折宮の武田右衛門、鏡石宮の八木孫太郎の三人に、京都の楽人から雅楽を学ぶように命じた。この雅楽教習に関しては、『国学記』に次のようである。

四月二十四日より伶人楽の稽古梅舎にて始まる。京の伶人来りて学校にて備前の神職に楽を教う（中略）今年稽古初とあれば京都の伶人学校客舎に逗留せし時、ここにて教えしのみにて平生は外にて稽古す。楽習所は鷹匠町にありし、百騎立の厩の内にありしといふ。<sup>(13)</sup>

藩学校設立に際して神職のための雅楽教習を開始したことは先述したが、この記事でより詳細にその状況が判明する。すなわち、京都の伶人は、通常は藩学校の梅舎に滞在し、そこで神職に対し雅楽を教習したことがわかる。

表 1. 御忌祭の式次第と楽曲

式次第	楽曲（春）双調	楽曲（秋）平調
序位	乱声	乱声
奉主就位	春庭楽	春庭楽
降神上香酌酒	柳花苑	五常楽
初献	賀殿	老君子
亜献	颯踏	三台
終献	入破	越天楽
侑食	胡飲酒	林歌
献茶	蘭陵王	太平楽
納主関係	武徳楽	還城楽
垂簾鎖室		

光政は天和二年（一六八二）五月二二日に岡山城西の丸で死去し、六月一三日に和気郡和意谷に葬られた。以後毎年春秋二回の御忌祭が城中の西の丸で行われたが、それには表1のように、式次第に合わせてそれぞれ八曲ずつ雅楽が演奏された。

これら積奠や御忌祭など、また時折催される楽会等によって、岡山藩では神職のみ

さらに、梅舎では京都の伶人から教わる時にだけ使用し、通常の稽古は学校の外、鷹匠町の百騎立厩の内にある楽習所で行っていたこともわかるのである。

ここからは、学校内での雅楽教習が常に行われていたわけではなく、おそらく春と秋の祭礼時に招聘された際、教習される時にだけ使用されたことが伺える。

また教習対象が明確に神職とされている。この雅楽教習が藩学校の通常の教科として扱われなかったことは、藩学校の教科の変遷を見ても明らかであり、藩学校の学生に許されることではなかったことであろうことも推測できる。

ただし、神職に広く教習された雅楽は、光政の個人的な興味関心の枠を越え、広く受容され、岡山独自の雅楽文化へと発展した。神社の祭礼はもとより、後には藩学校や閑谷校の積奠でも用いられるようになった。また光政自身が笙や横笛の演奏を嗜んだだけでなく、雅楽の楽会や舞楽の上演などを催した。

ならず、藩士までもが雅楽に親しむ土壌を育んだと考えられるのである。

### 三. 浦上玉堂

浦上玉堂は延享二年（一七四五）、岡山藩の支藩である鴨方藩の藩士、浦上宗純の子として誕生した。本姓は紀氏、名は孝弼、通称兵右衛門、字は君輔、号は玉堂、玉堂琴士。四人兄弟の末子として誕生した。玉堂が誕生した時点で父はすでに五四歳で、玉堂が七歳の時に他界した。兄弟は長姉を除いて早くに亡くなっており、玉堂は宝暦元年（一七五一）七歳で父の跡目を相続した。

父・宗純の伯母・常が、池田光政の次男で初代鴨方藩主となった池田政言の側室となり、鴨方藩二代目藩主となった政倚を産んで藩主生母となった。その縁により、玉堂の父は鴨方藩に仕えた。玉堂もまた父の跡を継いで鴨方藩へ出仕し、御広間詰となった。

宝暦十年（一七六〇）、池田政香が池田政方の跡を継いで藩主になると、玉堂は御側詰となり政香の側で仕えた。しかし明和五年（一七六八）に、政香が病死すると、政香の弟・政直に仕え、安永四年（一七七五）、三歳で御供頭、天明元年（一七八一）三十七歳で大目付となった。しかし天明七年（一七八七）四三歳の時に大目付を罷免され、大取次御小姓支配役へ降格された。寛政五年（一七九三）四九歳で完全に致仕し、翌寛政六年三月に、秋琴・春琴の二人の息子を連れて城崎へ出奔、そこから脱藩届を提出し正式に脱藩した。

脱藩後は上方、高松などを点在した後、江戸へ下った。翌寛政七年には、見禰山土津神社の神楽再興の依頼を受けて、次男秋琴と会津へ下り、八年三月まで滞在した。秋琴はそのまま会津に奉公することとなり、玉堂は秋琴を残して会津を去り、長男の春琴と京都に居を構えた。その後、文化二年（一八〇五）から三年にかけては九州、文化五年には奥羽など、各地を旅し

つつ文人として活動、さまざまの人々と交流し、文政三年（一八二〇）に京都の春琴宅にて七六歳で逝去した。

#### 四・浦上玉堂と藩学校

浦上玉堂は右記の通り、大目付まで上ったとはいえ、岡山藩の支藩、鴨方藩の一藩士であった。彼が鴨方藩士として受けた教育はどのようなものであったのだろうか。

玉堂は右記のように、わずか七歳で父の跡を継いで浦上家の当主になったが、『玉堂集』前集の序文に「九歳始読小学」<sup>(14)</sup>とあり、九歳で学問を始めたことがわかる。これに関連することとして、『備陽国学記録』には「宝暦四年四月一九日 一、信濃守様御家来、浦上礪之進入学 右座／十歳」<sup>(15)</sup>と記されており、宝暦四年（一七五四）四月一九日に藩学校へ入学したこと、その際玉堂は十歳であったことがわかる。つまり、支藩の鴨方藩士も岡山藩の藩学校へ入学し、学んでいたということが、この記録から判明するのである。また、玉堂は家督を継いだとはいえ、まだ幼齢であったため、御広間詰として出仕しつつ藩学校で学んだということもわかる。当時の藩学校の授業は毎日ではなく日を限っていたため、両立が可能ということだったのだろうか。あるいは御広間詰は名目であったのだろうか。いずれにしろ玉堂のこの記録は、この支藩の学校の扱いと、幼齢である家長の修学に関する対処という点で、当時の慣習を知ることができる良い事例であると考えられる。

玉堂が藩学校に単に名前だけ登録していたのではなく、真面目に通っていた証拠となる記録が、同じく『備陽国学記録』にある。宝暦八年、玉堂一四歳の時の記録として、「一、師匠並小生の内平行宜敷者江掛合之夕飯出る（中略）不参浦上礪之進」<sup>(16)</sup>とある。平素行儀の良い学生に夕食が振る舞われ、本来は玉堂もその中に入っていたが、欠席したことが述べられている。また、明和四年（一七六七）、玉堂二三歳時には「一、諸生之内吟味之上書上候趣

左之通、一、年来無懈怠講釈聴問上罷出勤学仕候者 浦上兵右衛門」<sup>(17)</sup>という記録があり、年来勤勉なものとして玉堂が諸生の内から選ばれ報告されたことが記されている。

明和四年の記録に先立って、宝暦十年九月三日には、「一、浦上礪之進大生へ入ル」とあることから、十歳で小生として入学、一六歳で大生に進級し、二三歳でもまだ藩学校に通っていたことがわかる。

明和四年の記録は、先に述べたように、五代藩主治政の代になり、藩主自らが講釈に臨席したり報告を求めるなどして積極的に関心を示し始めた頃の報告書である。先述の通り、この時期以降、藩学校は再び盛り返していく。すなわち、玉堂が藩学校へ通っていた時期は、ちょうどその運営や関心が低迷から徐々に回復する兆しが見え始めた時期にあたる。つまり、まだ学生の人数や開校日数も少なく、教育内容も低迷していた頃といえる。それにも関わらず、玉堂のように、ひとたび入学した後は、真面目に登校し勉学を続けていた学生もおり、藩学校が一応は機能していたことを伺うことができる。

これは浦上玉堂というひとりの藩士の足跡であり、藩学校や同時代の他藩の藩校の傾向とすることは尚早ではあるが、今後の藩校研究に役立つ事例となると考える。

#### 五・浦上玉堂と雅楽

##### 五 一 浦上玉堂と催馬楽

近世後期には、武士や商人・文人等が雅楽を学習し、愛好していたことは、近年の研究で明らかになりつつある。<sup>(18)</sup>ただし、まだごく一時期の、ごく一部の地域の関係性が解明されているのみで、全体像は凡そ判明していない。浦上玉堂もまた、雅楽に親しんでいたことは数々の資料からわかるが、どのように学習し、どの程度の知識と技術を有していたのかについては、未

だ解明されていない。本節では、それらを探究することによって、江戸後期の武士・文人の雅楽知識解明の一助としたい。

玉堂は、鴨方藩に出仕している時期から雅楽に親しんでいたことが知られている。玉堂はどこで、誰から、どのようにして雅楽を学んだのだろうか。

先述の通り、玉堂は岡山藩の藩学校で学んでいたが、藩学校では雅楽の教習は行っていなかった。寛文頃の藩学校では、正規の学生ではなく、神職に対して雅楽の教習が行われていたが、光政の神道政策が変更を余儀なくされたことから、光政引退以降は神職への雅楽教習も改められたことが推測される。また、教科も整理され、実施された教育の中には雅楽教習は入っていなかったことからみても、玉堂の頃は藩学校内では雅楽は行われていなかったと考えるのが順当である。つまり、玉堂は藩学校で雅楽を学んだということはないといえるだろう。

しかし一方で、岡山藩内の神職は雅楽の伝承を続け、各種祭祀や儀式において奏楽を続けており、岡山城下に居住していた玉堂が藩学校以外で雅楽に親しむ機会は比較的多くあっただろうと推測できる。

また、玉堂は鴨方藩士であった時期に、十回に渡って江戸勤番を務めたとされるので、江戸で学ぶ機会もあった可能性もある。さらに、大坂の木村兼葭堂（一七三六―一八〇二）を度々訪れていることが知られているので、木村兼葭堂と関係のある人物から学んだ可能性も考えられる。ただし、玉堂が誰から雅楽を習ったのかに関しての情報は管見に入らず、推測の域を出ない。玉堂の交友関係や岡山の神社関係の資料等を精査し、今後の課題として調査を進めていきたい。

浦上玉堂は、脱藩の少し前、寛政元年（一七八九）に『玉堂琴譜』を出版した。それはさらに寛政三年に重版されたことが知られている。その内容は、雅楽の一種、歌謡に分類される催馬楽を、雅楽器ではなく琴、すなわち七弦琴（古琴）の伴奏で復元したものである。つまり、玉堂は脱藩前の寛政元年より前には催馬楽の復元ができる程度の雅楽に関する知識を有してい

たということになる。

催馬楽は、中世の間に伝承が途絶えていたが、江戸時代に入ってから復曲が試みられたジャンルである。寛永三年（一六二六）の後水尾天皇の二条城行幸に合わせて『伊勢海』が復曲されたことに始まり、以後次々と復曲が行われていき、文化六年（一八〇九）には一応の完成を見た。つまり、ちょうど玉堂と同時代に、まさに催馬楽の復曲が進められていたのである。この催馬楽の復曲は、楽家だけでなく、毛利壺邸（一七三〇―一七八六）<sup>20)</sup>のような学者もそれに携わり、各々独自解釈による復曲が試みられていた。つまり、『玉堂琴譜』もその一種である。『玉堂琴譜』は琴伴奏による催馬楽という独自路線であるとはいえ、玉堂自身も当時の復曲の状況は知っており、その流れの中に身を置いていることを意識していたはずである。『玉堂琴譜』の序文に「数年頃、適得本邦催馬楽古箏譜」（この頃適々催馬楽の古箏譜を得た）、また同書の「答問八則」には「依藤原師長所著仁智要録三五要録二書中所状箏琵琶譜」<sup>22)</sup>（藤原師長（一一三七―一九二）が記した『仁智要録』『三五要録』に依る）とあることから、古譜を入手し、それに基づき琴曲化したことがわかる。一方、『玉堂琴譜』の解説書ともいべき『玉堂雜記』には毛利壺邸の催馬楽に関する説を引用する箇所もあることから、楽家や学者等、当時の催馬楽を取り巻く人々の輪の中に玉堂も入っており、実際に何らかの交流を持つような関係性の中で催馬楽の復元がなされたものであったことがわかる。ここから、玉堂は単に雅楽の演奏ができるという立場だけでなく、楽界あるいは学術的ネットワークの中にあつて、学究活動の一端を担うに足る、相応の知識と技術を有していたことがわかるのである。

## 五、二 浦上玉堂と神楽

玉堂は、脱藩直後、当初の生計は、基本的には音楽教授で立てていた。玉堂はまだ鴨方藩の藩士であった時代から、江戸表でもすでに楽の名人として知られており、その当時からすでに弟子がいたことも、『玉堂琴譜』などで

述べられている。『玉堂琴譜』に記載されていることから、その教授内容は琴であると考えられがちだが、雅楽もまた教授していた。玉堂の雅楽教授活動の中で顕著な例が、会津藩の神楽再興である。

当時の会津藩主は五代松平容頌（かたのぶ）（一七四四—一八〇五）であった。容頌は学問に造詣が深く、藩校日進館を設立したことで知られる。会津中興の祖と称された名君と評価される人物である。その容頌が、見禰山磐椅神社の末社である土津神社の神楽再興を指示したことが発端となり、玉堂と会津藩との関係が生じることになった。

土津神社は会津藩の初代藩主、保科正之（一六一一—一七三）を祀る神社である。保科正之自身が死後に磐梯山を祀る磐椅神社の末社となることを希望したことにより、その死後遺言に従って当地に埋葬し、神式にて葬儀を行い、その墓所に神社を造設したことに始まる。

土津神社には、当初、山城国石清水八幡宮の神官紀斎院が下向して神楽を伝授したが、その後略奏になり、寛政年間には断絶していた。これが藩主の命により再興されることになった。この由来から、元来の神楽は石清水八幡宮で行われている神楽の系統を引く形のものであったと推測される。つまり、一般的な神社で行わるいわゆる里神楽系統のものではなく、雅楽系の神楽であった。したがって会津藩では神楽に造詣の深い人物に再興を依頼すべく探索し、脱藩後江戸に居住し、雅楽教授を行っていた玉堂に白羽の矢が立てられたと考えられる。この一件については、『家世実紀』に「寛政七年四月廿八日見禰山御社御神楽為御再興備前浪人浦上玉堂江戸今被罷下」と題して詳述されている。それによると、当初は江戸の玉堂宅へ、かねてから雅楽を嗜んでいた藩士を派遣して習わせていたが、進捗状況が芳しくないため、時間と伝承内容の質の問題を鑑み、玉堂を会津へ召喚した。立原翠軒の『此君堂漫筆』の「文化五年春浦上玉堂話」にもまた、玉堂がこの依頼を受けて寛政七年四月末に次男の秋琴を連れて会津へ行き、藩内の高田伊佐須美仁社や塔寺八幡等の歌詞や古曲の調査を行い、また藩の古文献などを精査して復

曲を行ったことが記されている。そして、復曲した後、藩士や神官等に対し、その演奏指南を行った。

この際再興した楽曲については、『家世実紀』の「寛政七年八月十六日見禰山御社御神楽御再興」の条に、次のように記されている。

浦上玉堂下着後、御新講所、見禰山楽人共へ御神楽致指南、昼夜無間断致稽古候上、其業荒方ニ出来候間、御家老とも承候様いたし度由申出、一同新講所兵学修行之場へ罷出承之、其後全く成就ニ相成候を以、今度御改定ニ相成候奏楽之式ハ先君御神楽、

吹笛、錦綺帳一曲

爾志喜能登波里、古可禰農御戸乎之比羅幾 每句吹笛／以歌之

末阿智女作法、安智女於於於介末同 每句三度拍子打之／終九字拍子打之

神楽巫女舞一曲 笛大鼓大拍子調拍／子大鼓小鼓等合奏 但拍子舞之手是迄之通

吹笛、安那楽一曲

安那多廻之古農美可久良乃於刀、安奈多能志古農可武可久良乃於凶波、知

世浮流 以笛拍／子心之

神楽巫女舞一曲 楽器調奏

吹笛、真澄鏡一曲

於牟可美乃未可啓乎宇都須末寸加賀美、末周加賀鷺美、宇知爾久毛里婆須惠時登登免之

吹笛、神楽巫女歌一曲 楽器調／奏同上<sup>(26)</sup>

ここから、『錦綺帳』・神楽巫女舞・《安那楽》・神楽巫女舞・《真澄鏡》・神楽巫女歌という形であったことがわかる。また、『錦綺帳』には「末阿智女作法」とあることから、御神楽の《阿智女》（阿知女）と同様の音楽として制作されたことがわかる。つまり、巫女舞・巫女歌はともかくとして、曲名

の挙げられている《錦綺帳》《安那楽》《真澄鏡》の三曲、少なくとも《錦綺帳》は、御神楽の形式で制作・上演されたと推測できる。

この神楽は新講所兵学修行の場にて八月一六日に試演された後、八月二五日の土津神社祭礼において上演された。その際社司によって上奏された御告文にこの再興の詳細が記されている。

会津山下赤壇山仁座我大祖土津大明神及徳翁靈神、土常靈神ノ瑞広前仁源ノ容頌恐美謹弓白久、此御祖乃御神楽波延宝ノ三年新宮仁遷座乃始所レ定爾天唱歌有之事其記爾詳也。然爾百有余年乎歴乃問仁其歌乎失弓唯樂器乃調耳伝里是以其歌乎亡乎惜仁幸爾備前国散人紀君輔武江爾遊布爾遇里、素利絃歌乎嗜天御神楽乃秘曲乎京師鈴木修敬爾受伝布、修敬波有故而密其家与利其音声乎摸得留所也。依天君輔乎会津仁招幾来弓其事爾従布有司等仁命弓我封内乃式内乃旧社伊佐須美神社乃御神楽歌三曲於摸ノ天此社乃郷御神楽止為留波延宝乃初天所奏母其社乃衆人乎加陪、今所伝乃樂器者其社乃器爾同賀故爾其例仁扱也。舞曲乃調波御社爾旧伝来爾順天無改、只歌曲乃笛声波六絃乃調丹倣比、笏拍乎扇拍乎易波天上乃儀仁似古又乎深久憚留也。其余音声乃巨細者君輔与議天楽官等乃所正也。今年者君輔毛又歌声乎斎庭仁助久、然天古爾復事乎得郷、百年乃断西声毛今秋風仁吹繼天岳上乃松仁千歳乃音乎調陪无窮、万歳母磐梯山乃動奈久御祭乃式全備留慶乎奉告流状乎平久安丹所聞食卜諄辞竟倍奉登申寿。<sup>27)</sup>

ここから、神社の遷座の際に作られた神楽は、百年の間に歌が失われ、楽器のみとなっていた。それを再興するため、江戸に滞在していた玉堂を招聘したこと、伊佐須美神社の神楽歌三曲を参考に復曲し、行われていた里神楽は停止させられ、延宝の始め頃より演奏していた楽人に加え、伝えられた楽器を用いたこと、舞の曲は旧社伝来のものを改変なく用い、歌曲には笛は六絃（和琴）の調べに倣い、笏拍子・扇拍子を加えて古来の形に復興したこと

が述べられている。

### 五、三 浦上玉堂の雅楽知識

玉堂が会津で行った復曲は、雅楽の中でも神楽という、国風歌舞でも特殊なものである。これは一般的な管弦などの雅楽曲と異なり、雅楽の教習の中でもかなり特異なものである。つまり、この神楽復興の件によって、玉堂の雅楽に関する造詣は神楽にまで及び、相当に深かったことを窺い知ることができるのである。そのような玉堂の雅楽知識のレベルやその系統については、会津藩の資料から読み取ることができる。例えば、

然玉堂願出度は、御神楽歌調奏御再興被仰出候ハバ、為冥加於御神楽所発声仕度、尤神楽譜建久催馬楽笛譜倭琴秘録大御国師長公作仁智要録催馬楽之条玉堂琴譜神楽笛十二古律並樂器等御社へ奉納仕度由願出候を以（以下略）<sup>28)</sup>

とあり、土津神社の神楽再興に先立って、玉堂は神楽譜・建久催馬楽笛譜・倭琴秘録・大御国師長公作仁智要録催馬楽之条・玉堂琴譜・神楽笛十二古律並樂器等を奉納したい旨願い出て、家老より許可されている。『仁智要録』は『玉堂琴譜』を執筆する際に基本とした資料であると玉堂自身が述べているものであり、所持していたことは既知のことではあるが、『神楽譜』や『神楽笛十二古律並樂器』あたりは注目に値する。岡山県立美術館には玉堂が所持していた資料が所蔵されているが、其の中にはやはり神楽譜が含まれている。（図1）また神楽関係の資料とともに、自身の『玉堂琴譜』も含め、催馬楽関係書物についても奉納していることも興味深い。

玉堂が楽書に関してかなりの知識を有していたことは、奉納された『玉堂琴譜』の解説書とも言うべき『玉堂雑記』の中で言及された書物からもわかる。『玉堂雑記』には表2の通り、一六種類の楽書が挙げられ、また『日本



図 1. 『神楽□井□□』(ママ)

岡山県立美術館蔵

書紀』や『延喜式』等の歴史書、『万葉集』や『後拾遺和歌集』等の和歌集、『宇津保物語』『住吉物語』等の物語作品、『長秋記』や『李部記』等の日記文など、多岐にわたって言及されている。さらに『日本国見在書目録』楽部に挙げられている書物を精査し、当時存在がわからない書物についても言及しており、書物全般に対する広い見識を有していたことがわかる。また、特に平安後期から室町に

かけての楽書類からそれぞれの論を導き出しており、楽書に関する知識の深さを知ることができる。つまり玉堂は、相当量の書物や楽書を繙読し、それに裏打ちされた知識も糧に、各種復曲作業を行っていたことを窺い知ることが出来るのである。

前掲の資料、『家世実紀』「寛政七年四月廿八日見禰山御社御神楽為御再興備前浪人浦上玉堂江戸夕被罷下」には、玉堂について、以下のように記されている。

玉堂は備前御末家池田信濃守様御家来二而、浦上兵右衛門と申、御用人相勤候者二候処、神楽催馬楽東遊歌諸国之風俗今様歌并管弦鼓拍之調奏迄相弁、在勤之節彼方御家中へ致指南、十年ほど以前二致隠居、当時総髪二

表 2. 『玉堂雑記』中で言及された楽書および楽関係書物

書籍名	著者	備考
残夜抄	藤原孝道	
催馬楽譜	藤原忠房	
仁智要録	藤原師長	
梁塵秘抄	後白河法皇	
教訓抄	伯近真	
梁塵愚按抄	一条兼良	
体源抄	豊原統秋	
糸管抄	守覚法親王	
夜鶴庭訓抄	藤原伊行	
三五要録	藤原師長	
河海抄	四辻善成	
梁塵秘抄口伝集	後白河法皇	
孝道抄	藤原孝道	
西宮抄	源高明	
つれづれ草	吉田兼好	郢曲

て鶴氅衣と申服を着し、唐山隠者之体ニ罷成り江戸表ニ罷在、和漢之楽府音曲等広致指南、御大名衆、御旗本ニも罷出候者ニ有之候処(以下略)

ここには、玉堂は神楽・催馬楽・東遊歌・風俗歌・今様・管弦など、雅楽全般を習得しており、まだ鴨方藩士であった時分には、家中へ指南していたと記されている。会津藩は藩主の命を受けた神楽再興に際し、玉堂がそれらに足る人物であるかということに相応に調査したのであろうから、これらのことは会津藩における調査の結果であったと考えられ、ある程度信憑性があると考えられるのである。またそれが調査の結果明らかになったということは、玉堂の雅楽に関する知識・技能がかなり高度なもので、鴨方藩で雅楽指南をしていた、つまり藩内で教える立場にいたということは、ある程度周知の事実であったと推測できる。そして、脱藩後の江戸では「和漢の楽府」つまり雅楽や琴を広く指南することを生活の糧とし、門下には大名衆や旗本がいた

ということも述べられている。

玉堂は寛政六年（一七九四）に脱藩し、同年八月に江戸に下っていた。同年秋には会津藩士井文之助が玉堂に入門したことが『家世実録』の記事にあるので、玉堂は江戸到着直後から音楽指南を始め、すぐに会津藩とのつながりができたことになる。

もつとも、先述の通り、玉堂は寛政元年および三年に催馬楽の琴曲伴奏編曲譜である『玉堂琴譜』を出版している。これは京都の芸香堂・玉樹堂が版元ではあるが、大坂・備前のみならず、江戸でも販売されたことが奥付から知られる。当時、催馬楽の復興は雅楽の中でも大きな潮流の一種となっており、楽家のみならず儒者や国学者など多くの関心を集めていた。つまり、この譜は、催馬楽としてはかなり特殊なものではあり、どの程度の本が出回ったのかは未詳であるものの、玉堂がその催馬楽復興の流れに身を置く人物であり、催馬楽の再興をするほど、催馬楽ひいては雅楽に造詣が深いことを世間が認識する一つの要因でもあり得たわけである。これらのことから、脱藩前から玉堂の雅楽知識についてはある程度江戸の人々の知るところであったと考えられる。かつ会津藩に目されるほど確かな知識を有していたということであり、世間の玉堂の雅楽知識・技量に対する評価が相応に高かったと考えるのが順当であろう。

玉堂がどの系統の雅楽を修めていたのかについては、先述の通り、ほとんど記述がないのだが、神楽については『家世実録』に「幸玉堂義、神楽ハ持明院夕御相伝を得、奏方委相弁候者之由（中略）」<sup>(30)</sup>とあり、持明院流の相伝を得ていることが示されている。この点に関しては、岡山県立美術館の浦上玉堂関係資料の中に神楽関係の譜とともに『持明院流 郢曲』<sup>(31)</sup>と題した譜が残されていることから、少なくとも持明院流の楽譜を所持していたことは確実であり、その旋律等について研究していたと推測できる。（図2参照）

また、先掲の告文中に、「幸爾備前国散人紀君輔武江爾遊布爾遇里、素利絃歌乎嗜天御神楽乃秘曲乎京師鈴木修敬爾受伝布、修敬波有故而密其家与利

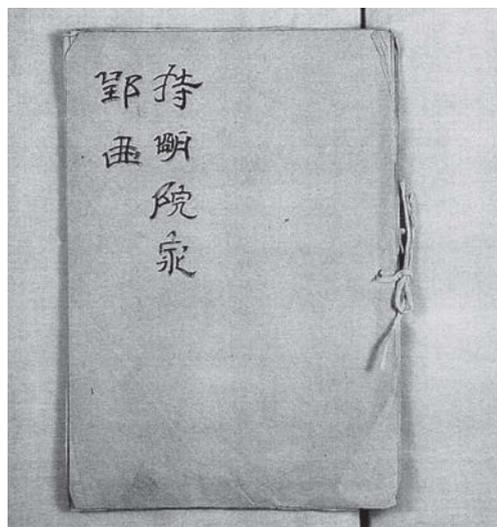


図2. 『持明院家 郢曲』  
岡山県立美術館蔵

其音声乎摸得留所也。」とあり、玉堂の師が鈴木修敬であること、修敬は故あってある家から神楽を模したことが述べられている。

この鈴木修敬とは、鈴木蘭園（一七四一—一七九〇）の名で知られる人物である。本姓は源、名は龍、俗称は修敬、字は子雲、号は蘭園、『平安人物志』天明二年版には学者の区分で掲載されている、京都に居住していた医師である。儒学の他、特に楽律や琴など、諸芸に通じた人物であったことが知られている。鈴木蘭園は玉堂と同年代で『玉堂琴譜』にも記されるほど親交があった人物である。蘭園は伴蒿蹊の『閑田耕筆』に「催馬楽の楽曲にあふもの多しと、常に鈴木氏がかたられしが、みづからうたひ、また笛にあはせ、箏にのせてきかされしことも有りき」と記されているように、催馬楽の復曲をさまざまに試しており、玉堂に影響を与えたことが知られている。<sup>(32)</sup>

蘭園は琴にも造詣が深く、公家の平松時章（一七五四—一八二八）の最初の師であったと目されている。<sup>(34)</sup>平松時章は漢詩や和歌、管弦にも通じた文化人としても有名であった。蘭園がどこから神楽を学んだのかは未詳だが、『閑田耕筆』等の記事から類推するに、雅楽全般に優れていた可能性は高い。

また、『開田耕筆』を記した伴高蹊は、『玉堂琴譜』の序文を書いているほど玉堂とも親交のあった人物であった。この種の文人のネットワークの中で玉堂が雅楽を習得した上で知識を共有し、そのネットワークの情報網によって脱藩後の雅楽指南を可能にしていた可能性は十分にありえると考えられる。

#### 六・結びにかえて 玉堂と会津藩校日新館における雅楽

会津で神楽の再興を終えた玉堂は、藩に対し同行していた息子、秋琴の士官を依頼した。

玉堂儀当冬江戸へ罷登二候得供、来春迄逗留致度由申出候後、御家風手厚成儀者兼々承知仕居候処、罷下見聞仕候二御家中一統風儀格別二有之、御頼母敷義二候間、伴紀二郎を永く差置、御家風見習修行事も為仕、末々如何様之卑役勤二而も為致度由(以下略)<sup>(35)</sup>

本来であれば神楽の再興を終えた時点で、玉堂親子は会津を去ることが想定されていたが、翌春までの滞在許可と、伴紀二郎(秋琴)を永く会津に留め家風見習い修行をさせたいと申し出た。玉堂は、自分がかつて鴨方藩に士官していたため、表立って会津藩に士官することはできないが、秋琴は幼いので、しばらくの間は息子の後見として軽い勤めができると思うので、その間秋琴には文武の学寮へ入学などさせたい、と考えたのである。これに対して会津藩は秋琴に七人扶持を与え、江戸勤番という格別の処置を施した。これには、会津側にも思惑があったようである。すなわち、

見禰山楽人共神楽歌箏稽古俄二覚候二候へバ、又々以前之ことく謡物ふし付等取失候段も難計、且日向衛士始、催馬楽稽古未半之儀共二候得バ、

紀二郎へ先ツ御出入扶持七人分被下、来春迄被差置候ハバ、稽古も全く熟、御費も不懸可然来春二相成紀二郎被召出、芝御屋敷二被差置、玉堂一同折々 若殿様御相手二も被召出御咄をも申上候ハバ、(以下略)<sup>(36)</sup>

祭礼は終わったが、突貫の訓練だったので、楽人が覚えられたか、定着したかがわからず、再び演奏できなくなってしまう恐れがあること、日向衛士も催馬楽の稽古がまだ半ばであることを挙げ、来春まで留め置けば稽古もでき、費用もかからないので良いと判断したこと、来春になったら秋琴を芝屋敷詰めとし、玉堂一同折々若殿様の相手として召し出せば良いと判断したというのである。こうして秋琴は無事会津藩士となり、翌寛政八年三月に玉堂とともに江戸へ上った。その後、玉堂は江戸を立ち京都へ戻る。秋琴もたびたび京都へ上り、雅楽を学んだ。『諸士系譜』によると、秋琴は文化四年(一八〇七)十月に二四歳で雅楽最上等試学に昇進し、同八年閏二月には雅楽方頭取となった。文政元年九月にも雅楽方頭取手伝勤を仰せ付けられている。

会津藩の藩校、日新館には、雅楽の教科が設置されていた。雅楽方はこの教科の教授であった。『会津藩教育考』には、

按ずるに雅楽の開けしはいつの頃なりしか、見禰山神廟の神楽は城州八幡の神官紀齋院が会津に下向して曲節を伝授し、歌は吉川惟足と桃沢惟一彦<sup>彦五郎</sup>の詠作なりしに、寛政の頃に至てそれさへ絶ゆる計りになり、浦上孝弼を招かれしことなれば<sup>家世実記</sup> この間には雅楽師と仰ぐべきほどの人なかりしと推測するなり、然れども寛政四年には日向忠、片峯勝興、雅

楽指南役など命ぜられしことあり、<sup>片峯家系譜</sup> 之を以て考ふれば古来伝はりし道統ありしや否、孝弼を以て中興となさざるを得ず、(中略) 師範は舞楽、音楽を分て数人あり、其一部を教授せり。等級あり又考試ありしよしなれど、聞知せざれば記し得ず。

按ずるに文化四年十月浦上宗敏雅楽最上等の試学を経て昇級し、(後略)<sup>37)</sup>

とあり、雅楽方が設置されはしたものの、雅楽師と言えるほどの人物はいなかったが、玉堂が神楽を再興して以降は雅楽方も盛り返した、したがって玉堂を会津藩雅楽方の中興の祖となさざるを得ないと述べている。最後の行には、秋琴が雅楽の最優秀にて試学を経て昇級したことが述べられている。

会津藩は全国でも数少ない、藩校で楽教習を行っていた藩である。その楽教習については、改めて考察を進めるが、藩校における雅楽方の興隆に、当時、玉堂親子が深く関わっていると認識されていることは大変興味深い。

鴨方藩士であった玉堂にとって、藩校とは岡山藩の藩学校であったが、岡山藩学校では楽の教習は行われていなかった。玉堂は藩学校とは別のところで雅楽の知識と技術を身に付け、鴨方藩、場合によっては岡山藩に対しても、藩内の雅楽教習による後進指導にあたっていた。このことは、藩士が藩校以外で雅楽を教習するシステムがあったことを示唆する。特に藩校に楽教習が置かれていない場合は、そのように対処していた可能性も見出せたことになる。

藩内で雅楽教習を担当出来るほどの雅楽の知識と技術を身に付けた玉堂は、脱藩後、それを糧に生計を立てることが可能であった。会津藩の神楽再興はその顕著な例であるが、それ以外の時にも玉堂を支える最も基本的、かつ玉堂が玉堂らしくあるための根源的なものであったといえるだろう。一年に満たない関わりであったにも関わらず、玉堂が会津藩にもたらした影響は絶大であった。神楽の再興にとどまらず、息子秋琴を士官させ、日新館雅楽方の中興の祖とまで評されるようになるのである。

一方で、玉堂がいつどこでどのように雅楽の知識を身に付けたのかは、依然としてほとんど不明である。しかし、神楽に関連した調査から、鈴木蘭園を初めとした文人のネットワークの中で共有された知の存在形態が、かなり広く深く、多岐にわたることが見えてきた。これについても今後の課題として、紙面を改めて追求していきたい。

- 注
- 1 岸部成雄『江戸時代の琴士物語』有隣堂印刷株式会社、二〇〇〇年一九一四頁他雑誌『古美術』第三〇号「特集 浦上玉堂―その人と作品」三彩社、一九七〇
  - 2 龍川清『浦上玉堂―人と芸術―』国書刊行会、一九七六
  - 3 佐々木丞平『浦上玉堂』ブックオブブックス 日本の美術五六 小学館、一九八〇
  - 4 中の琴関係の箇所については、カンザス大学のステファン・アデイス氏による。
  - 5 遠藤徹『江戸時代の呂律と催馬楽の復興』『日本伝統音楽研究』第二二号、一四〇―一四八頁
  - 6 『池田光政日記』藤井駿他編『池田光政日記』国書刊行会、一九八三
  - 7 同右
  - 8 初出は斎藤一興『池田家履歴略歴』(岡山大学池田文庫)
  - 9 岡山大学図書館蔵『備陽国学記録』
  - 10 同右
  - 11 『率章録』吉備群書類従刊行会編『吉備群書類従』(吉備群書類従刊行会、一九三一)
  - 12 『吉備温故秘録』寛文六年条 吉備群書類従刊行会編『吉備群書類従』第六輯(吉備群書類従刊行会、一九三一)
  - 13 『国学記』(岡山大学池田文庫)
  - 14 『玉堂集』序文
  - 15 『備陽国学記録』宝暦四年四月一九日条
  - 16 同右 宝暦八年一月七日条
  - 17 同右 明和四年四月一日条
  - 18 南谷美保『江戸時代における雅楽の伝搬』『四天王寺国際仏教短期大学短期学部紀要』第三四号 一九九三、清水慎子「終わりにおける奏楽人の活動について」『尾張藩社会の総合研究(第二編)』清文堂出版、二〇〇四 他
  - 19 橋本関雪『浦上玉堂事考』白沙村莊、一九二四。
  - 20 毛利壺邸(一七三〇―一七八六)毛利扶搖、壺邸は号。江戸中期の儒者、文人。佐伯藩六代藩主毛利高慶の四男で、水戸藩の重臣山野辺兵庫頭義胤の養子となり、山野辺義方、山野辺図書と名乗るが、後毛利家に戻り、森姓を名乗り、森図書と称した。著書に『楽律考』など楽に関するものも多く、催馬楽の復興も手掛けた。
  - 21 『玉堂琴譜』(日本伝統音楽研究センター蔵)
  - 22 同右
  - 23 『諸系系譜』卷之三十三(一、同三亥年(寛政三年)十一月、見禰山御社御神式之儀、自与之神社と違へ、御格別成儀二付、御社之御用御祭式二掛候儀者致差配候様被仰付候事)
  - 24 『家世実紀』寛政七年四月廿八日見禰山御社御神楽為御再興備前浪人浦上玉堂江戸分被罷下
  - 25 立原翠軒『此君堂漫筆』清嘉堂文庫蔵
  - 26 同右『寛政七年八月十六日見禰山御社御神楽御再興』

- 27 『家世実紀』「寛政七年八月十六日見禰山御社御神楽御再興」
- 28 同右
- 29 岡山県立美術館蔵『神楽□井□□』（ママ）（浦上家九九）
- 30 注一九と同。小川涉『会津藩教育考』（会津藩教育考発行会、一九三一）「古人事歴」にも「孝弼雅楽を修め、持明院の奥旨を受け、和漢の楽府今様管弦鼓拍の調に至るまで極めざることなく、門に遊ぶもの甚だ多し」（四九二―四九三頁）とある。
- 31 『持明院 郢曲』岡山県立美術館蔵 浦上家一一五。他に『今様譜』も所蔵されている。
- 32 伴蒿蹊『閑田耕筆』『日本随筆大成 四』吉川弘文館、一九七五
- 33 遠藤徹 注五前掲論文、一四三頁。
- 34 岸辺成雄 二〇〇一『江戸時代の琴土物語』（有隣堂、東京）二八八頁。
- 35 『家世実録』「寛政七年十月十四日、浦上玉堂伴紀二郎へ御扶持被下」
- 36 同右
- 37 小川涉『会津教育考』二四三頁。

〔付記〕

本研究はJSPS科研費JP16K03022の助成を受けたものである。

本稿執筆にあたり、岡山県立美術館には調査及び掲載のご協力を賜った。記して感謝申し上げます。

# The Okayama Domain school and the Gagaku knowledge of Urakami Gyokudō

TAKENOUCHI Emiko

Urakami Gyokudō (1745-1820) is well known as a great painter now, but he was a retainer of the Kamogata domain which was one of the branch clans of Okayama domain. After he left his domain, he became a self-styled guqin player. While still a retainer, he had published *Gyokudō Kinpu*, a book of guqin composition. After leaving the Kamogata domain, he taught gagaku and guqin. Then he undertook the revival of Kagura music of the Hanitsu shrine in the Aizu domain. It is necessary to clarify the education of the Kamogata domain to know how he learned Gagaku music.

As the Kamogata domain didn't have a domain school, the education of the Kamogata domain relied on the Okayama domain. In the early Okayama domain school, Gagaku was taught to the students of the Shinto religion, but it wasn't a subject for the general students. After the second feudal lord, the school was reduced and Gagaku was no longer taught. When Urakami Gyokudō entered the school, there was no subject of Gagaku.

It is unknown where and when he learned Gagaku, but according to one book, he had knowledge of Gagaku and taught it to retainers of his domain. Furthermore he had acquired the Jimyōin line of transmission and his teacher of Kagura had been Suzuki Ranen (1741-1790). Suzuki Ranen was a doctor in Kyoto who had a relationship with Hiramatsu Tokiakira (1754-1828). Hiramatsu Tokiakira was a court noble, who had a profound knowledge of Gagaku. It is likely that Urakami Gyokudō had a relationship with them thus learned could then actively teach and play Gagaku.